

# 安全衛生関係各種免許の申請について

## ● 免許申請に関するお問い合わせ先

〒010-0951

秋田市山王7丁目1-3 秋田合同庁舎3階

秋田労働局 健康安全課 電話：018-862-6683

または最寄りの労働基準監督署まで

## ① 申請の種類

### 1 新規免許証交付申請（試験合格による申請）

※ 各安全衛生技術センターから送付されたハガキの標題が「免許試験合格通知書」の場合（特級・一級・二級ボイラー技士、ボイラー整備士、発破技士、高圧室内作業主任者、ガス溶接作業主任者及び林業架線作業主任者免許試験に合格後に実務経験を経られた方を含む）

### 2 新規免許証交付申請（「1」以外の申請）

### 3 免許証再交付申請（免許証を紛失または損傷された場合）

### 4 免許証書替申請（氏名を変更した場合。住所のみの変更は書替の必要はありません。）

### 5 免許証更新申請（「特別・普通ボイラー溶接士免許」の有効期間を更新する場合）

## ② 申請の方法

- ・ 上記1については、「東京労働局免許証発行センター」へ郵送による申請となります。詳しくは下記④をご確認ください。
- ・ 上記2については、以下のとおりです。  
本人が住所地の都道府県労働局に来庁してください。  
なお、労働局に来庁できない場合には、下記③の書類を最寄りの労働基準監督署または最寄りの労働局へ持参し、本人確認又は原本確認を受けてから書類を住所地の労働局に郵送してください。
- ・ 上記3～4については、以下のとおりです。  
本人が住所地の都道府県労働局又は所持免許証の交付局に来庁してください。  
なお、労働局に来庁できない場合には、下記③の書類を最寄りの労働基準監督署または最寄りの労働局へ持参し、本人確認又は原本確認を受けてから書類を住所地の都道府県労働局又は所持免許証の交付局に郵送してください。
- ・ 上記5については、下記⑤をご確認ください。

③ 必要書類等

必要書類等	備 考	申請の種類			
		新規	再交付		書替
			紛失	損傷	
免許申請書(様式第12号)	労働局、労働基準監督署に備付け	○	○	○	○
本人確認証明書	自動車運転免許証、住民票等公的な書類で氏名、生年月日、住所を確認できる書類 注1	△注2	○	△注3	×
収入印紙(手数料)	1,500円分(消印はしない)	○	○	○	○
写真	縦30mm×横24mm(1枚)鮮明で、最近6ヶ月以内に撮影したものの 注4	○	○	○	○
専用の免許証送付用封筒	労働局、労働基準監督署に備付。 簡易書留での郵送のため、切手404円分を貼付 (※申請日(郵送等の場合は消印日)が令和元年9月16日以前の場合は392円)	○	○	○	○
本人確認を受けた免許申請書(様式第12号)の写し	郵送にて申請する場合	△	△	△	△
免許試験結果通知書	原本(郵送の場合でも原本必要)	○注5	×	×	×
実技教習修了証	原本(郵送の場合は、労働局、労働基準監督署で原本確認を受けたコピーでも可)	○注5	×	×	×
免許を受ける資格を有することを証明する書類	原本(郵送の場合は、労働局、労働基準監督署で原本確認を受けたコピーでも可)	○注6	×	×	×
免許証滅失事由書	労働局、労働基準監督署に備付 注7	×	○	×	×
戸籍抄本	変更後の氏名が記載されたものに限る 注8	×	×	×	○
現在所持している労働安全衛生法関係の免許証	提出された旧免許証は返却されず、処分されます 注9	△	△	○	○

○ : 必要、△ : 場合によって必要、× : 不要

- 注1：公的な書類の例：旧免許証（住所が記載された現住所等に変更がないもの）、自動車運転免許証、戸籍抄本又は戸籍謄本（戸籍抄本等の場合は別途現住所を確認できる自動車運転免許証等の書類も必要です。）、住民票。
- 注2：免許試験の受験申請書提出後に、氏名または住所に変更がない場合、本人確認は不要です。
- 注3：損傷の場合、現免許証で本人確認できる場合は不要です。
- 注4：上三分身（胸から上の写真）で、正面を向き、脱帽のもので無背景。写真の裏面に氏名を記入してください。なお、デジタルカメラによる写真にあっては、写真専用紙に印刷し、品質に乱れがないものに限り（画像処理がされているものや不鮮明なものは不可）。
- 注5：クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置運転士免許の申請に必要です。
- 注6：試験免除で免許を受ける資格のある方の場合に必要。（例：保健師免許証＝第1種衛生管理者、診療放射線技師免許証＝エックス線作業主任者・ガンマ線作業主任者など。）  
なお、保健師免許証等で、保健師免許証等の取得後に氏名の変更があった場合は、別途戸籍抄本（氏名の変更が確認できるもの）が必要です。
- 注7：免許証を滅失した経緯を明らかにした書面のことで、具体的な滅失の経緯、住所、氏名等を記載し、押印した書面であれば任意様式でかまいません。
- 注8：氏名の変更の場合は戸籍抄本、住民票が必要です。
- 注9：新免許証が発行されるまでの期間免許証の携行が必要な場合は、免許証に穴あけをして返還することができますが、その場合は労働局等で原本確認の証明を受けた免許証の写しを添付してください。

- 【参考】・ 現在所持している労働安全衛生法関係免許証は、今回申請する免許証と統合の上、新しい免許証が交付されます。
- ・ 各種免許申請について、申請ごとに申請書が必要になります（申請書の枚数だけ収入印紙、写真も必要）。

#### ④ 新規免許証交付申請について（試験合格による申請）

##### (1) 申請の方法

申請先は、「東京労働局免許証発行センター」（〒108-0014 東京都港区芝 5-35 -2 安全衛生総合会館 2F）となります。郵送にて申請してください。

##### (2) 必要書類 **（注：3～5は該当する場合に提出してください）**

- 1 免許申請書、収入印紙、写真、返信用封筒（上記③と同様）
- 2 免許試験合格通知書（原本）※安全衛生技術センターから郵送されたもの。
- 3 本人確認証明書  
免許試験の受験申請書提出後に、氏名または住所に変更があった場合は、戸籍抄本、住民票あるいは労働局又は労働基準監督署で本人確認した自動車運転免許証の写し等を提出してください。
- 4 現在所持している労働安全衛生法関係の免許証  
既に取得している労働安全衛生関係の免許証があれば、提出してください。  
なお、新免許証が発行されるまでの期間免許証の携行が必要な場合は、免許証に穴あけをして返還することができますが、その場合は労働局又は労働基準監督署で原本確認の証明を受けた免許証の写しを添付してください。

## 5 実務経験証明書

合格後実務経験を経られた方は、所属する事業場の長から実務経験の証明を受けて原本を添付してください。

### ⑤ ボイラー溶接士免許の更新申請について

#### (1) 申請の方法等

本人が住所地の都道府県労働局又は所持免許証の交付局に来庁してください。

なお、労働局に来庁できない場合には、更新する免許証（最寄りの労働基準監督署または最寄りの労働局へ持参し、原本確認の証明を受けた免許証の写しでも可）及び免許の更新を受ける資格を有する書面（実績証明書等）を添付した場合は、住所地の都道府県労働局又は所持免許証の交付局に郵送して申請することができます。

申請の受付は、有効期限の1か月前からの受付となります。

#### (2) 必要書類

1 免許申請書、収入印紙、写真、返信用封筒（上記③と同様）

2 現在所持しているボイラー溶接士の免許証の原本

※1 紛失した場合は、あらかじめ再交付申請が必要です。

※2 氏名が変更されている場合は、あらかじめ書替申請が必要です。

3 免許の有効期間の更新を受ける資格を有することを証明する書面

（以下のア～ウのいずれかの書面等の添付が必要です。）

ア 当該免許の有効期間の満了前1年間にボイラー又は第一種圧力容器を溶接しかつ、当該免許の有効期間中に溶接したボイラー又は第一種圧力容器の全てが都道府県労働局の溶接検査に合格している場合、事業主による実績証明書

イ 曲げ試験結果報告書の原本（財団法人秋田県建設技術・工業材料試験センターで試験したもの）及び曲げ試験後のテストピース2個

※ テストピースによる更新の場合で、テストピースは事前に（有効期限の2か月前から受付）労働局で打刻（刻印）を受ける必要があります。詳しくは、秋田労働局にお問い合わせください。

ウ その他（主催団体から交付された「溶接技能証明書」等）

※ 溶接業務に従事しなかった場合の更新で、（社）ボイラ・クレーン安全協会が主催する「ボイラー溶接士溶接技能競技全国大会」に参加し、曲げ試験結果に係る溶接技能証明書の交付を受けた場合は、当該証明書を添付してください。

詳しくは、秋田労働局にお問い合わせください。

#### お知らせ

免許証が発行され申請者へ郵送されるまでには、免許証発行センターで申請書を受付けしてから2週間程度かかります。

なお、年末や年度末、申請が集中する時期などでは、交付までに1か月前後の日数を要する場合がありますので、その間申請された方々にはご不便をおかけしますが、ご了承頂きますようお願いいたします。